

徴収基準額表

申請者世帯の階層区分		徴収基準月額(円)	加算額(円)
A	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯	0	0
B	A 階層を除き当該年度分の市民税非課税世帯	1,100	110
C	A 階層及び B 階層を除き当該年度分の市民税均等割の額のみ課税世帯	2,250	230
D1	A 階層、B 階層及び C 階層を除き当該年度分の市民税の課税世帯であって、その市民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額 3,000 円以下	290
D2		3,001 ～ 5,800 円	350
D3		5,801 ～ 8,700 円	380
D4		8,701 ～ 13,000 円	430
D5		13,001 ～ 17,400 円	470
D6		17,401 ～ 22,400 円	550
D7		22,401 ～ 28,200 円	630
D8		28,201 ～ 58,400 円	810
D9		58,401 ～ 75,000 円	940
D10		75,001 ～ 96,600 円	1,160
D11		96,601 ～ 121,800 円	1,380
D12		121,801 ～ 175,500 円	1,790
D13		175,501 ～ 221,100 円	2,200
D14		221,101 ～ 380,800 円	2,620
D15		380,801 ～ 549,000 円	4,040
D16		549,001 ～ 579,000 円	4,250
D17		579,001 ～ 700,900 円	5,150
D18		700,901 ～ 849,000 円	6,130
D19		849,001 ～ 1,041,000 円	7,190
D20		1,041,001 以上	全額

1 徴収月額の決定の特例

ア A 階層以外の各層に属する世帯から 2 人以上の対象者が、同時に別表 2 の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な対象者以外の対象者については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 対象者に民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条に規定する当該対象者の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、対象者本人に市民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該対象者の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に対象者を扶養しているもののうち、当該対象者の扶養義務者のすべてについて、その市民税等により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「対象者の属する世帯」とは、当該対象者と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と対象者が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼のため数箇月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は対象者と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第 877 条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等 18 歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、対象者と世帯を一にしない扶養義務者については、現に対象者に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる市民税等の定義及び取扱いは、小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱(平成 29 年 5 月 30 日付け健発 0530 第 12 号)の規定の例によるものとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年 7 月 1 日を起点として取り扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該対象者の措置に要した費用について、市が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

4 徴収基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

5 その他

令和 2 年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和 51 年 4 月 16 日厚生省発児第 59 号の 2 厚生事務次官通知）第 4 保育所徴収金（保育料）基準額表備考 3（3）に準じて、B 階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯についても、A 階層と同様の取扱いとすること。